

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月6日
【会社名】	コカ・コーラウエスト株式会社
【英訳名】	COCA-COLA WEST COMPANY, LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉松 民雄
【本店の所在の場所】	福岡市東区箱崎七丁目9番66号
【電話番号】	(092)641-8581
【事務連絡者氏名】	総務部長 松平 欣也
【最寄りの連絡場所】	福岡市東区箱崎七丁目9番66号
【電話番号】	(092)641-8760
【事務連絡者氏名】	総務部長 松平 欣也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

当社は、平成25年2月6日開催の取締役会において、平成25年4月1日（予定）を効力発生日として、当社を完全親会社、南九州コカ・コーラボトリング株式会社（以下「南九州社」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	南九州コカ・コーラボトリング株式会社
本店の所在地	熊本市南区南高江三丁目5番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 竹森 英治
資本金の額	6,388百万円（平成24年12月31日現在）
純資産の額	[連結] 50,090百万円（平成24年12月31日現在） [単体] 47,489百万円（平成24年12月31日現在）
総資産の額	[連結] 59,503百万円（平成24年12月31日現在） [単体] 57,499百万円（平成24年12月31日現在）
事業の内容	飲料・食品の製造、販売事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

[連結]

（単位：百万円）

決算期	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
売上高	79,934	80,312	77,670
営業利益	3,438	3,199	2,611
経常利益	2,916	2,979	2,581
当期純利益	1,640	1,763	2,229

[単体]

（単位：百万円）

決算期	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
売上高	69,454	69,594	67,884
営業利益	2,180	1,781	1,434
経常利益	2,323	2,390	2,798
当期純利益	3,286	1,850	3,042

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成24年12月31日現在)

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
薩摩酒造株式会社	30.27
コカ・コーラウエスト株式会社	25.00
株式会社M C Aホールディングス	12.90
本坊酒造株式会社	6.80
株式会社本坊商店	6.72

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

(平成24年12月31日現在)

資本関係	当社は南九州社株式637千株(発行済株式総数に占める割合25.00%)を所有しております。
人的関係	当社の代表取締役 吉松民雄は、南九州社の取締役であります。 南九州社の代表取締役 竹森英治は、当社の取締役であります。 当社の監査役(常勤) 網塚忠優は、南九州社の監査役であります。
取引関係	当社の売上高(平成24年12月期)のうち11,542百万円は、南九州社を相手先とするものであります。 南九州社の売上高(平成24年12月期)のうち747百万円は、当社を相手先とするものであります。

(2) 当該株式交換の目的

当社は平成11年以降、山陽コカ・コーラボトリング株式会社、三笠コカ・コーラボトリング株式会社および近畿コカ・コーラボトリング株式会社と経営統合を行うことにより、その営業エリアを西日本地域(ただし、九州南部地域および四国地域を除きます。)に拡大し、企業価値の向上を図るとともに、米国ザ コカ・コーラカンパニーおよび日本コカ・コーラ株式会社の戦略的パートナーとして、日本のコカ・コーラビジネスの変革をリードしてまいりました。

一方、南九州社は昭和37年8月の設立以来、九州南部地域(熊本県・鹿児島県・宮崎県・大分県)を営業エリアとし、「飲料ビジネスを通じて人と地域に貢献する」という経営理念のもと、一貫して地域に根ざした企業活動を展開しております。

当社と南九州社は、平成19年3月に資本業務提携契約を締結して以来、コカ・コーラ事業におけるマーケティング活動やサプライチェーンマネジメントを中心に、協働関係を構築してまいりました。また、両社は、役員・経営幹部を含む人材交流を行うなど、業務提携の推進体制も強化してまいりました。

しかしながら、消費者ニーズの多様化や節約志向などの影響を受け、販売チャネルの変化や競合他社との販売競争が激化するなど、資本業務提携契約の締結後も、両社を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しております。

このような環境下、当社と南九州社は、両社ならびに両社のお客さま、お得意さまおよび株主の皆さまを含むあらゆるステークホルダーの皆さまにとって、当社による南九州社の完全子会社化によって、シナジー効果を最大化し、競争優位を確立することで、両社の企業価値増大を図ることが必要かつ最善との共通認識に達しました。

このたび、本株式交換により、当社が南九州社を完全子会社化する目的は、主に以下の2点であり、当社による南九州社の完全子会社化の方式による両社の経営統合により、西日本地域(ただし、四国地域を除きます。)におけるコカ・コーラビジネスがさらに強化されると確信しております。

第一に、九州南部地域を営業エリアとする南九州社と当社が同じ営業戦略の下、一体となってマーケティング活動を展開することで、西日本地域(ただし、四国地域を除きます。)における競争優位を確立するとともに、マーケットシェア・売上高を拡大し、企業価値向上を目指してまいります。

第二に、両社の持つ健全で優良な財務体質や多様な人材を融合するとともに、サプライチェーンを中心とするあらゆる分野において、統合・集約による効率化・生産性向上を図ることにより、将来的に成長を続けていくための強固な経営基盤を構築してまいります。

さらに、当社が平成23年より進めております「ビジネスモデル変革の8つの取組み」を、南九州社でも拡大展開する予定であり、これを実現することによって、売上高・利益の拡大に寄与するものと期待しております。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、南九州社を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換について、当社は平成25年

3月26日開催予定の定時株主総会、南九州社は平成25年3月12日開催予定の定時株主総会にて、それぞれ承認を受ける予定です。

株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	南九州社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	7.00

(注1) 株式の割当比率

南九州社株式1株に対して、当社株式7.00株を割り当てます。ただし、当社が保有する南九州社株式(平成25年2月6日現在637,231株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。また、上記株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数等

当社は、本株式交換により当社株式9,175,446株を交付する予定ですが、交付する株式は、全て当社が保有する自己株式(平成24年12月31日現在11,155,261株)にて対応する予定であり、本株式交換における当社株式の交付に際して、当社が新たに株式を発行する予定はありません。なお、本株式交換により当社が交付する予定の上記株式数は、南九州社が、後記(5)の自己株式取得手続において600,000株を取得・消却することを前提とし、かつ、反対株主の買取請求に係る株式の買取りによって取得・消却する株式数が零であることを前提として算出したものであります。当社が南九州社株式(ただし、当社が保有する南九州社株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)の南九州社の株主の皆さま(ただし、当社を除きます。)に対し、その保有する南九州社株式に代わり、その保有する南九州社株式の数の合計に7.00を乗じた数の当社株式を割り当てます。

なお、南九州社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する南九州社の取締役会の決議により、基準時において有することとなるすべての自己株式(南九州社が後記(5)の自己株式取得手続において取得する自己株式および本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)を基準時において消却する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、当社の単元未満株式(100株未満)を保有することとなる南九州社の株主の皆さまは、取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、以下の制度をご利用いただくことができます。

1) 単元未満株式の買取制度(100株未満の株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、保有することとなる当社の単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

2) 単元未満株式の買増制度(100株への買増し)

会社法第194条第1項の規定に基づき、当社に対し、保有することとなる当社の単元未満株式と合わせて1単元(100株)となるよう、株式の買増しを請求することができる制度です。

その他の株式交換契約の内容

当社が南九州社との間で、平成25年2月6日に締結した株式交換契約書の内容は以下のとおりであります。

株式交換契約書

コカ・コーラウエスト株式会社（以下「甲」という。）および南九州コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

- 1 甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲の有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。
- 2 本株式交換に係る株式交換完全親会社および株式交換完全子会社の商号および住所は、次のとおりである。

（1）株式交換完全親会社

商号：コカ・コーラウエスト株式会社

住所：福岡市東区箱崎七丁目9番66号

（2）株式交換完全子会社

商号：南九州コカ・コーラボトリング株式会社

住所：熊本市南区南高江三丁目5番1号

第2条（株式交換に際して交付する甲の株式およびその割当てに関する事項）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（甲の有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（但し、甲を除く。以下「対象株主」という。）に対して、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式数の合計に7を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、対象株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式7株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

第3条（甲の資本金および準備金）

本株式交換により増加する甲の資本金および準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

増加する資本金の額

金0円

増加する資本準備金の額

法令の規定により増加しなければならない最低額

増加する利益準備金の額

金0円

第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年4月1日とする。但し、本株式交換の手の進行に応じ必要がある場合は、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条（株式交換承認総会）

- 1 甲は、平成25年3月26日を開催日として定時株主総会を招集し、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。
- 2 乙は、平成25年3月12日を開催日として定時株主総会を招集し、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。
- 3 前二項に定める手続（甲または乙の定時株主総会の開催日を含む。）は、本株式交換の手続の進行に応じ必要がある場合は、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行および財産の管理・運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

第7条（剰余金の配当）

- 1 甲は、前条の規定にかかわらず、第5条第1項に定める甲の定時株主総会の承認を得て、平成24年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、総額 2,099,379,513円（1株当たり配当額21円）を上限として、剰余金の配当を行うことができる。
- 2 乙は、前条の規定にかかわらず、第5条第2項に定める乙の定時株主総会の承認を得て、平成24年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、総額2,548,009,000円（1株当たり配当額1,000円）を上限として、剰余金の配当を行うことができる。

第8条（乙による自己株式の取得）

乙は、第6条の規定にかかわらず、第5条第2項に定める乙の定時株主総会において、次の各号に定める事項の承認を得て、会社法第156条の規定に従って自己株式の取得を行うことができる。

取得する株式の種類 乙の普通株式

取得する株式の数 600,000株

取得総額 7,200,000,000円

取得期限 平成25年3月29日

第9条（乙による自己株式の消却）

乙は、第6条の規定にかかわらず、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において乙の有する自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りおよび前条に定める自己株式の取得によって乙が取得する自己株式を含む。）のすべてを消却する。

第10条（株式交換条件の変更および本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産状態または経営成績に重大な変動が生じた場合その他本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲および乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（効力の喪失等）

- 1 本契約は、第5条第1項および第2項に定める甲および乙の定時株主総会において本契約の承認が得られない場合、本株式交換に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合または前条の規定により本契約が解除された場合は、その効力を失う。
- 2 本株式交換は、乙が第8条に定める自己株式の取得の全部を行った場合（会社法第159条第2項による切り捨てが行われることによって一部を取得しなかった場合を含む。）に限り成立する。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議し合意の上、これを定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

平成25年2月6日

甲 福岡市東区箱崎七丁目9番66号
コカ・コーラウエスト株式会社
代表取締役社長 吉松 民雄

乙 熊本市南区南高江三丁目5番1号
南九州コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 竹森 英治

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、両社は、それぞれに、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、南九州社はGCAサヴィアングループ株式会社（以下「GCAサヴィアングループ」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社については、市場株価分析、類似会社比較分析およびディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）に基づき、南九州社については、類似会社比較分析およびDCF分析に基づき、本株式交換における株式交換比率の算定を行っております。当社の市場株価分析については、算定基準日を平成25年2月1日とし、算定基準日の株価終値および算定基準日から遡る1週間、1ヵ月間の各期間の株価終値を基礎として分析いたしました。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券による本株式交換における株式交換比率の算定結果の概要は、以下のとおりです（当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各分析手法による算定レンジを記載しております。なお、南九州社は非上場会社であり、市場株価が存在しないため、当社の市場株価分析に対し、南九州社については市場性評価手法である類似会社比較分析による算定結果を比較参照し、算定レンジを算出しています。）。

当社	南九州社	株式交換比率の算定結果
市場株価分析	類似会社比較分析	5.30～7.22
類似会社比較分析	類似会社比較分析	5.42～8.23
DCF分析	DCF分析	5.10～7.22

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式交換比率の算定に際して、当社および南九州社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、当社、南九州社およびそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者算定機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の株式交換比率の算定は、平成25年2月1日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、当社および南九州社の財務予測については、当社および南九州社により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が、DCF分析の基礎として採用した、当社および南九州社が作成した両社の利益計画において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、上記の算定結果は、南九州社が後記(5)の自己株式取得手続において600,000株を取得することおよび両社による配当が後記(5)の各予定どおり行われることを前提としております。

一方、GCAサヴィアングループは、上場会社である当社株式については、東京証券取引所、大阪証券取引所および福岡証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（平成25年2月1日を基準日として、基準日から遡る1週間、1ヵ月間、3ヵ月間の当社の株価の終値平均値を算定の基礎として採用）を採用して算定を行いました。また、市場株価平均法と同時に、将来の事業活動を反映できるDCF法を採用して算定を行いました。非上場会社である南九州社株式については、比較可能な上場会社が複数あることから類似会社比較法を採用して算定を行うとともに、将来の事業活動を反映できるDCF法を採用して算定を行いました。なお、DCF法に基づく算定に際してGCAサヴィアングループが使用した両社の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。

なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対する、南九州社の普通株式の算定レンジを記載した

ものです。

当社	南九州社	株式交換比率の算定結果
市場株価法	類似会社比較法	4.8~6.7
D C F 法	D C F 法	3.4~7.3

G C A サヴィアングループは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産および負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産および各負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。

また、上記の算定結果は、南九州社が後記(5)の自己株式取得手続において600,000株を取得することおよび両社による配当が後記(5)の各予定どおり行われることを前提としております。

算定の経緯

当社および南九州社は、各社が選定した上記の第三者算定機関から提出された株式交換比率の分析結果を慎重に検討し、また各社において両社の財務状況、業績動向等を勘案し、これらを踏まえ、両社で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は上記(3)の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は妥当であり、それぞれの株主の皆さまの利益に資するものであると判断し、両社の取締役会にて本株式交換比率によって本株式交換を行うことを決定いたしました。

算定機関との関係

当社の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券および南九州社の第三者算定機関であるG C A サヴィアングループはいずれも当社および南九州社から独立しており、当社および南九州社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係はございません。

公正性を担保するための措置

当社は、南九州社の発行済株式総数の25.00%を保有していることから、本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、両社は上記(4)のとおり、それぞれ両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考として、検討・交渉・協議を行い、その結果合意された本株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。

なお、両社は、いずれも第三者算定機関からの公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しておりません。

また、法務アドバイザーとして、当社は森・濱田松本法律事務所、南九州社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、法的な観点から本株式交換の適切な手続きおよび対応等について助言を受けました。

利益相反を回避するための措置

南九州社の取締役のうち、当社の代表取締役社長である吉松民雄は、利益相反を回避する観点から、本株式交換に関する南九州社の取締役会における審議に参加せず、また何らの意見表明も行っておりません。

また、当社の取締役のうち、南九州社の代表取締役社長である竹森英治は、利益相反を回避する観点から、本株式交換に関する当社の取締役会における審議に参加せず、また何らの意見表明も行っておりません。

(5) 南九州社による自己株式の取得等

南九州社による自己株式の取得・消却

南九州社は、本株式交換契約承認時株主総会における承認を得て、会社法第156条の規定に従い、次の各号に定める範囲で自己株式を取得（1株当たりの取得単価は12,000円）することを予定しています。南九州社が取得した自己株式については、基準時において全て消却される予定です。

- 1) 取得株式の種類 普通株式
- 2) 取得総数 600,000株
- 3) 取得総額 7,200,000,000円
- 4) 取得期限 平成25年3月29日

南九州社による自己株式の取得につきまして、当社としては、当社の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券による(4)の分析結果を参考にしつつ、また独自に南九州社の健全な財務体質や十分な手許流動性等を斟酌した結果、上記の自己株式の取得およびその取得条件は、当社にとって特段の問題はないと判断し、これに同意しております。

さらに、当社としては、上記自己株式の取得および消却が行われることによって本株式交換に際して当社の交付する株式の数が少なくなり、当社の既存株主の議決権比率の希釈化防止に資することから、本株式交換契約において、南九州社が上記自己株式の取得を全て行った場合（会社法第159条第2項による切り捨てが行われることによって上記自己株式の取得の一部が行われなかった場合を含みます。）に限り本株式交換が成立する旨を合意しております。なお、当社は、現在、南九州社株式637,231株（持株比率25.00%）を保有していますが、南九州社の完全子会社化を予定していることから、南九州社による自己株式の取得に応募いたしません。

当社および南九州社各社の配当

当社は、本株式交換の効力発生日までに、当社の本株式交換契約承認時株主総会の承認を得た上で、次のとおりの配当を行うことを予定しています。

総額 2,099,379,513円（1株当たり配当額21円）

なお、南九州社は、本株式交換の効力発生日までに、南九州社の本株式交換契約承認時株主総会における承認を得た上で、次のとおりの配当を行うことを予定しています（当社も、南九州社の株主として当該配当を受領することになります。）。

総額 2,548,009,000円（1株当たり配当額1,000円）

(6) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	コカ・コーラウエスト株式会社
本店の所在地	福岡市東区箱崎七丁目9番66号
代表者の氏名	代表取締役社長 吉松 民雄
資本金の額	15,231百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	飲料・食品の製造、販売事業

以上